

# 経済産業省 説明資料

(p13までは審議済)

# 1 工業統計調査（基幹統計調査）の変更

## (1) 実施期日

実施期日（調査の基準となる期日）を従前の「把握対象年の12月31日現在」から「把握対象年の翌年6月1日現在」に変更する。

### (論点)

a 今回の変更による実査及び公表スケジュールへの影響はどのようになっているか。（現行のスケジュールとの比較により、御説明いただきたい。）また、実施期日の変更は、報告者の実状を踏まえたものとなっているか。（報告者にとっても記入しやすい時期となっているのか。）

<回答>（別紙参照）

現在の実査スケジュールにおいて、12月末までの結果を1月に提出するのは難しいといった理由をもとに、提出期限の延長を求める企業は、比較的規模の大きな企業を中心に10,000社程度ございました。実施時期の検討では、こうした意見も踏まえつつ、地方自治体の審査・督促事務等を総合的に判断した結果、6月1日を実施期日とする方針としたところです。

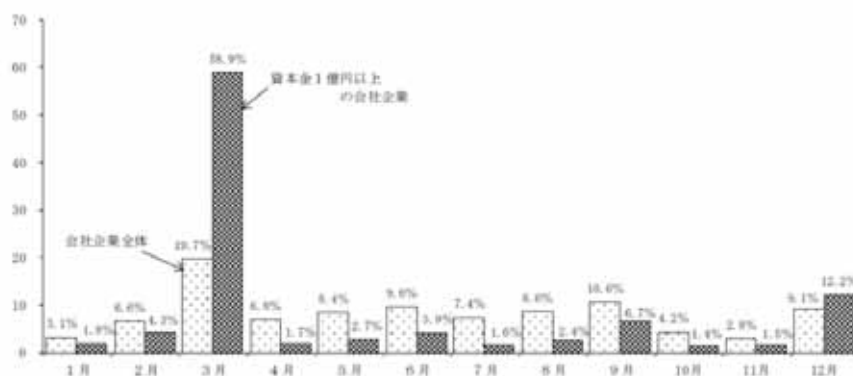
また、実査時期の変更に伴い、公表時期の繰下げが発生しますが、今回予定している集計事項の再編により、集計作業の効率化により、公表時期の遅れを最小限にとどめるよう努めることとしており、利活用の影響も小さいものと考えております（本件の詳細については、集計事項再編の議論の際に整理させていただければと思います）。

なお、企業ベースのデータではございますが、3月決算の企業が多い現状もあり、報告者にとっても記入がよりしやすくなると認識しております（参考下図：平成26年経済センサス-基礎調査（速報）結果）。

### 3月に決算を行っている会社企業は約2割

- 会社企業における決算月別の割合をみると、「3月」に決算を行っている企業が19.7%と最も高い。このうち資本金1億円以上の会社企業についてみると、「3月」に決算を行っている企業は58.9%

会社企業全体及び資本金1億円以上会社企業の決算月別割合



実施時期見直しによる調査準備期間における地方事務への影響

	平成28年度										平成29年度					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
従前	県説明会、 発送、準備等			市・調査員説明会、 実担等			調査実施	※ 参考 地方における調査票回収・督促、審査業務								
変更案	県説明会、発送、準備等						市・調査員説明会、実担等			調査実施	準備調査					
(参考) 経済センサス-活動 調査	調査実施															
	地方における調査票回収・督促										市町村における審査			都道府県におけるサマリ審査(速報)		

注 年度またぎによる会計上の制約から、市区町村への用品発送を年度内に終了させる必要があり、スケジュール上、単純な後ろ倒しにはならない。  
なお、結果として準備期間が長く取れるため、地方自治体の人事異動等に伴う負担感を緩和することが期待される。

実査期日の変更及び集計事項の見直しによる公表スケジュールへの影響

	平成28年度				平成29年度												平成30年度					
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月~	
従前	調査実施				審査等期間 (約8か月)								速報公表	確報確定				確報順次公表 (約5か月)				
変更案	調査実施				審査等期間 (約8か月)								速報公表	確報確定				確報順次公表 (約3か月)				
(参考) 従前					注1 SNA 確報				注2 SNA 確々報													
(参考) 変更案					注3 SNA 確報								注4 SNA 確々報									

注1 SNA確報へのデータ提供について、従前は調査対象年の翌年の9月上旬に工業統計速報データを提供していた。  
 注2 SNA確々報へのデータ提供について、従前は調査対象年の翌々の2月上旬に工業統計確報データを提供していた。  
 注3 SNA確報では、センサス-活動調査の実施日変更に伴い、活動調査及び工業統計速報のデータは利用しないこととなった。(推計方法は内閣府が別途検証)  
 注4 SNA確々報では、調査対象年の翌々年8月中旬までの提供を求められているが、確報審査期間の短縮などによりそれ以前の提供が可能。

b 平成30年に商業統計調査の実施が予定されているが、商業統計調査の従前の実施時期（6月1日現在）を踏まえると、本調査と実査が輻輳することが想定される。今回の見直しに伴い、今後実施が予定されている他の大規模統計調査との関係整理について、現在、どのような対応を検討しているか。

<回答>

都道府県からも輻輳に懸念があるとの意見が出されており、大規模調査との輻輳については、基本計画の推進を目的として設置された「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」において、今後議論されることになっておりますが、いずれにしても、工業統計調査と商業統計調査との輻輳については、本年上期の経済産業省主催の会議等において負担軽減方策について検討する旨を都道府県に伝えるなど、可能な限り事務負担軽減となるような両調査の実施のあり方を検討しているところです。

## (2) 調査事項 - 1

調査事項の検討にあたっては、報告者及び利用者に対して、別添のようなWeb調査及びヒアリングを実施したところです。

出荷額等に係る消費税の取扱いについて、従前「税込みに統一した記入」として報告を求めていたものを「原則税込み記入」に変更する。

### (論点)

a 現行の「税込みに統一した記入」について、報告者からどのような指摘があるか。

<回答>

別添の結果として、本事項については以下のとおりとなっております。

#### (1) Web調査結果

報告者にWebにてアンケートを行った結果(1,730事業所、うち工業統計の調査票に回答等をした経験のある回答者は1,537事業所)は、以下のとおりです。

- ① 消費税の税込み額と税抜き額の記入のしやすさは「税抜き額」が7割超でした。

消費税の取扱いについて望ましい記入方法(大企業、中小企業別)

	税込み額	税抜き額	項目により異なる	計	構成比(%)			
					税込み額	税抜き額	項目により異なる	計
大企業である	13	192	27	232	5.6	82.8	11.6	100.0
中小企業である	187	903	194	1,284	14.6	70.3	15.1	100.0
その他	7	13	1	21	33.3	61.9	4.8	100.0
計	207	1,108	222	1,537	13.5	72.1	14.4	100.0

注：大企業、中小企業の別については、中小企業基本法に基づく定義で、自計式による。

- ②フリー回答では、以下のようなものがありました。

- ・平成26年は年途中で消費税率が変更となり、税込額算出に時間を要した。全て税抜きで回答可として欲しい。(大企業・中小企業)
- ・決算ベースで回答できる調査内容にしてもらいたい。(中小企業)
- ・品目別に軽減税率が導入された場合には、その状況を踏まえて、税抜き、税込み記入への対応を検討するしかない。(中小企業)

#### (2) 調査報告者へのヒアリング結果

報告者48企業(大企業31、中小企業17)にヒアリングを行った結果、32企業(大企業23、中小企業9)が税抜きでの経理を行っていました。

### 消費税に関する主なヒアリング結果

- 非課税売上分を把握し、それ以外について、税率を乗じて、税込金額を求めている。このため、税抜き把握のほうがよい。（大企業）
- 税抜きの経理を行っており、税込みの記入は困難である。（中小企業）

#### (3) その他

研究会委員からの指摘として、経済センサス-活動調査においては、金額の記入を税込みか、税抜きかで選択することとしている一方で、中間年に実施する工業統計調査においては税込み記入とすることに対し、調査年によって記入方法が異なることにより、報告者の負担となるという意見がありました。また、省内からは、同様の調査事項でありながら異なる評価額を求められた場合、誤記入が懸念されるという意見もありました。

**b 税込み記入か税抜き記入かを明示する項目の新設等、「原則税込み記入」とすることに伴ってなされる調査票の変更は合理的なものか。**

#### <回答>

今回の変更は、経済センサス - 活動調査の調査票にあわせるものであり、本調査が経済センサス - 活動調査の中間年に実施することを踏まえると合理的なものと考えます。

**c 消費税ガイドラインを踏まえ、集計過程において、どのような対応を行うのか。また、税抜き記入された調査票の税込み補正により集計作業が増加するが、公表のスケジュールへの影響はないか。**

#### <回答>

消費税ガイドラインを踏まえ、金額を税抜きで回答してきた事業所については税込みに補正した上で、集計を行うこととします。なお、集計作業等については機械的に対応するよう検討しているところであり、現状、税込み補正を実施することによる公表スケジュールの遅延等はないと考えます。

(3) 調査事項 - 2

従業者数を把握する調査事項における労働者区分について、下表のとおり、事項の名称及び定義並びに調査票上の記載を変更する。

	現行	変更案
名称・定義	〔名称〕 常用労働者のうち雇用者 〔定義〕 期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人又は前2か月間でそれぞれ18日以上雇用している人	〔名称〕 常用雇用者 〔定義〕 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人
	〔名称〕 臨時雇用者 〔定義〕 1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人	〔名称〕 臨時雇用者 〔定義〕 1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人
記載	〔「常用労働者のうち雇用者」の区分〕 ・正社員、正職員等 ・パート・アルバイト等	〔「常用雇用者」の区分〕 ・正社員、正職員としている者 ・それ以外（パート・アルバイト等）

(論点)

a 名称・定義等を変更することに伴い、過去データとの時系列比較の観点で、利活用上の支障はないか。(当該変更に関する十分な周知・説明を計画しているのか。)

<回答>

この変更の前提となった「統計調査における労働者の区分に関するガイドライン」の検討過程において、定義変更に伴う数値の変動についても検証され、厚生労働省が常用労働者と臨時労働者の区分変更に係る影響を試算したところ、常用労働者数の変動は全労働者の1%弱であるという結果が「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅱ期基本計画関連分）」に示されています。したがって、本調査においても、大きな断層は生じないと想定しているところです。公表に当たっては、利用者に対しては統計表の「利用上の注意」にガイドラインに沿った説明を記述することとしています。

また、正確な記載が得られるよう調査の実施に当たっては「記入の仕方」に定義が変更されていることについて、明確に表示することとしています。

b 経済センサス - 活動調査とは、「出向・派遣受入者数」の把握範囲に相違が見られるが、どのような整理としているのか。

<回答>

「出向・派遣受入者数」については、工業統計調査では活動調査が始まる前から、1ヶ月以上事業所で使用する労働者として把握しています。

これは、労働生産性を把握する観点から、その従業者の概念は雇用ベースではなく、実際に事業所で経常的に働いている従業者ベースで把握していることによります。

一方、活動調査は事業所において生産活動に従事している者の全数を全産業横断的に把握することを目的としており、その点で相違がございます。

他方、産業関連統計検討ワーキンググループにおいて、平成26年度統計法施行状況報告に関する審議結果を受け、「間接雇用の把握の在り方」について平成27年度末に向けて検討がされているところです。将来的には、調査事項の総量抑制の観点も含めこれらの結論を踏まえて本件について検討をしてみたいです。

なお、24年活動調査前後の当該事項に係る数値の推移については、以下のとおりとなっております。

【表】男女別出向・派遣受入者数の推移

(単位：人)

年次	男	女	
2009	288,222 ( 3.7% )	139,973 ( 1.8% )	工業統計調査
2010	300,528 ( 3.9% )	136,497 ( 1.8% )	工業統計調査
2011	317,500 ( 4.2% )	128,325 ( 1.7% )	経済センサス - 活動調査
2012	288,279 ( 3.9% )	125,248 ( 1.7% )	工業統計調査
2013	301,481 ( 4.1% )	131,099 ( 1.8% )	工業統計調査

注：実数値の横に記載している割合は、従業者数計に占める当該事項の割合



(4) 調査事項 - 3

各調査事項について、以下の削除理由を踏まえ、報告者負担軽減の観点から削除する。		
No.	調査事項	削除理由
①	臨時雇用者男女別内訳	報告者における臨時雇用者の男女別把握が困難であること及び製造業における本項目の実績値が小さいため
②	常用労働者毎月末現在数の合計	従前、12月31日を調査期日にしてきたことから、従業者数の平均的な規模を把握するために採用していたが、調査期日の変更されることにより必要性が低下したため
③	リース契約による契約額及び支払額	報告者（リース使用者）における記入が困難であるため
④	製造品の在庫額等 品目別製造品在庫額（数量、金額）	報告者における本項目の記入が困難であること及び未記入率が高いため
⑤	酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額（年間）	従前、付加価値の算出のために把握していたが、税務統計を活用した推計で代替可能であるため
⑥	工業用地及び用水の一部	利用ニーズが低下している項目については、行政記録等で一定程度の代替が可能であるため

(論点)

【横断的事項】

a 今回削除を予定している調査事項は、どのような判断基準（報告者負担、利活用ニーズ等の観点）で削除することになったのか。

<回答>

調査事項の削除の検討にあたっては、別添の Web 調査等を実施し、報告者負担、利活用ニーズ等を確認したところ。こうした結果も踏まえ、真に利用ニーズがある事項については、大きな負担があったとしてもこれを調査事項として残し、利活用ニーズが低下した事項を中心に、報告者負担軽減を目的として、調査事項の削除を判断しました（個別には次表参照）。

【参考】平成26年Web調査（別添）結果より

工業統計調査の調査票の記入の難しさについて

	件数	構成比(%)
特に、難しい	168	10.9
難しい	570	37.1
特に、難しくはない	528	34.4
他の統計調査と比較できない	271	17.6
計	1,537	100.0

記入が難しい理由について（「特に、難しい」と「難しい」の回答の場合）  
（複数回答）

	件数	構成比(%)
事業所単位に把握していない事項を報告するため	392	53.1
社内の把握の分類等と異なるため	460	62.3
その他(具体的に:	163	22.1

工業統計調査の調査票の記入の負担の程度について

	件数	構成比(%)
特に、負担がかかる	286	18.6
負担がかかる	815	53.0
特に、負担はない	264	17.2
他の統計調査と比較できない	172	11.2
計	1537	100.0

記入に負担がかかる理由（「特に、負担がかかる」と「負担がかかる」の回答の場合）  
（複数回答）

	件数	構成比(%)
様々な部署から、必要な数値を得る必要があるため	557	50.6
社内の集計、分類方法と異なるため	628	57.0
生産している品目数が多いため	185	16.8
自社の決算の期間と報告期間が異なるため	576	52.3
その他(具体的に:	141	12.8

表 調査事項別の廃止、新規、存続の別の判断基準等

注：「判断基準等」欄は、以下の区分に沿って印を付している。

【利活用】△：ニーズが低い調査事項（△‘：男女別集計のニーズが低い事項）

【報告者負担】○：記入が困難な調査事項、△：Web調査等で負担が大きいとされた事項

【他要因】○：上記以外の要因がある調査事項（詳細は各論にて説明）

現行調査	平成 29年 調査	判断基準等	利活用 ニーズ	報告者 負担	他要因 有
従業者数					
個人事業主及び無給家族従業者	存続	事業所の基礎的情報として利活用ニーズがある。	△‘		
正社員・正職員等	存続		△‘		
パート・アルバイト等	存続		△‘	△	
出向・派遣受入者	存続		△‘	△	
計	存続		△‘		
臨時雇用者	変更	臨時雇用者について、人数が少ないこと、男女別の把握を行っていない事業所があることから、報告者負担の軽減のため臨時雇用者数の男女別を廃止し、計のみにする。	△‘	△	
常用労働者毎月末現在数の合計	廃止	従業者の把握時点が12月末日から6月1日に変更。報告者負担が大きく、利用ニーズも高くないため。	△	△	○
現金給与総額	存続	記入が困難なものの、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	
消費税の税込み記入・税抜き記入の別	新規	報告者からの税抜き記入を許容して欲しいという意見への対処や、他統計との一致性などによる報告者負担の軽減を図るため。		△	
原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額	存続	記入が困難なものの、付加価値額算出に用いる他、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	

有形固定資産	存続	報告者は事業所別に把握することが難しいものの、付加価値額算出に用いる事項がある他、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	
リース契約による契約額及び支払額	廃止	報告者は事業所別に把握することが難しい。なお、リースに関連する会計制度が変更になり、ファイナンスリースについては通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととなり、有形固定資産の事項で把握することとなったことから、当該事項への記入額が大幅に減少した。		○	○
製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額	存続	棚卸等を行う時期でなければ、適切な把握が難しいものの、付加価値額、生産額の算出に用いる他、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	
製造品の出荷額、在庫額等（単位：万円）					
品目別製造品出荷額(年間)	存続	報告者にとって品目別に把握することが困難なものの、付加価値額や生産額の算出に用いるため。また、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	
品目別製造品在庫額(年末現在)	廃止	報告者にとって品目別に把握することが困難であり、かつ、品目別の在庫額は、棚卸等を行う時期でなければ、適切な在庫額の把握が難しい。なお、記入状況が悪く、公表結果でも秘匿が多い。		○	○
加工賃収入額(年間)	存続	報告者にとって品目別に把握することが困難なものの、付加価値額や生産額の算出に用いるため。また、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	
その他収入額(年間)	存続	報告者にとって品目別に把握することが困難なものの、付加価値額や生産額の算出に用いるため。また、SNA、IOをはじめとした利活用ニーズがあるため。		○	

酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額	廃止	該当する品目別製造品出荷額と直接輸出額の割合(年間)から、推計が可能。なお、報告者の負担軽減を考慮して削減。		△	○
製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間)	存続	消費税額の推計を行うために利用することから必要			
主要原材料名	存続	主要な品目が限定できない事業所にとって、または企業秘密を書くことは負担が大きい。業種格付けを行うために利用することから必要。		△	
作業工程	存続			△	
工業用地及び工業用水					
敷地面積	存続	毎年の変化は小さいものの、施策ニーズがあるため。			
建築面積	廃止	毎年の変化は小さく利用ニーズが低いため。	△		
延べ建築面積	廃止		△		
1日当り水源別用水量	公共水道(工業用水道、上水道)	存続	使用量としての記入が難しいものの、施策ニーズがあるため。		○
	井戸水	存続			○
	その他の淡水	存続			○
	回収水	廃止	利用ニーズが低いため。計測していないなど、使用量の記入が難しいため。	△	○
	合計	廃止	利用ニーズが低いため。	△	○
	海水	廃止	利用ニーズが低いため。計測していないなど、使用量の記入が難しいため。	△	○
1日当り用途別用水量	廃止	利用ニーズが低いため。用途別に計測していないなど、使用量の記入が難しいため。	△	○	

**b 各調査事項の論点を踏まえ、今回の検討状況を今後の経済センサス - 活動調査にどのように反映するのか。(同センサスとの役割分担といった観点から、現状の整理を御説明いただきたい。)**

<回答>

今回はあくまでも工業統計調査の見直しを目的に検討したものであり、経済センサス-活動調査の製造業調査票にもこの知見は活用できると考えているものの、同センサスが、全産業を網羅的に把握する調査であることや、IIPやIO表の基準年での調査であることを鑑みると、現時点で同センサスの調査事項の在り方までは結論が出せるものではなく、最終的に総務省とも協議し、検討していくこととしたい。

(論点)

【各調査事項】

① 臨時雇用者男女別内訳

a 臨時雇用者の男女別の人数及び雇用者全体に占める割合は、過去5回の調査でどのように推移しているか。

<回答>

回答については以下のとおりです。

なお、「(3) 調査事項 - 2」にもありますが、ガイドラインにて定められた臨時雇用者の定義は「1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人」であり、パート・アルバイトであっても1か月以上の期間で雇用されていれば、常用雇用者に含まれることになります。

すなわち、当該項目はいわゆる「非正規労働者」と一致するわけではなく、あくまでも一部分にすぎません。

【表】 臨時雇用者の男女別等の従業者数の推移

(単位：人)

年次	男	女	
2009	50,075 ( 0.64% )	39,721 ( 0.51% )	工業統計調査
2010	52,112 ( 0.67% )	38,386 ( 0.50% )	工業統計調査
2011	79,706 ( 1.04% )	76,795 ( 1.01% )	経済センサス-活動調査
2012	55,320 ( 0.74% )	44,623 ( 0.59% )	工業統計調査
2013	54,514 ( 0.73% )	37,572 ( 0.50% )	工業統計調査

注：実数値の横に記載している割合は、臨時雇用者数を含めた従業者数に占める当該事項の割合

b 本調査事項について、報告者からどのような指摘があるか。また、過去の記入状況はどのようなものか。

<回答>

web調査 (1,730事業所、うち工業統計の調査票に回答等をした経験のある回答者は1,537事業所、従業者数(雇用形態別)について記入が困難であると回答した事業所は87事業所)のうち、臨時雇用者とその男女比について記入が困難とする理由についてみると、「男女別の管理をしていない」が40.2%、「月や日単位での出入りが多い」が23.0%でした。

報告者や有識者から「工場内の従業者について男女別の集計を行っていない」、「必要性がないため男女別の管理をしていない」、「月や日単位での出入りが多い」ため男女別に数字を計上することは負担が重いといった指摘がありました。

臨時雇用者とその男女比についての記入が困難とする理由（複数回答）

	件数	構成比(%)
男女別の管理をしていない	35	40.2
事業所でのみ管理し、本社に報告されない	2	2.3
部署ごとの管理で、事業所で集計していない	6	6.9
本社が一括管理している	15	17.2
月や日単位での出入りが多い	20	23.0
その他(具体的に:	10	11.5

注: 従業者数(雇用形態別)の記入が困難あるいは負担感が高いとした87事業所のうち、困難とする理由の事業所数とその構成比。

c 今回の変更に伴い、製造業における男女別の正規・非正規の割合の経年比較が困難となるが、政府部内等の利活用ニーズに照らし、問題ないのか。

<回答>

臨時雇用者の男女別に関しては、二次利用や資料請求、分析結果のフィードバックなどもなく、問題はないと考えます。なお、平成25年工業統計における臨時雇用者は非正規雇用者（パート・アルバイト等+出向・派遣受入者数+臨時雇用者）の4.6%であり、割合は小さいものとなっています。また、5年ごとの経年比較という意味では経済センサス-活動調査で見ることが可能です。